

解約料条項使用差止請求訴訟のにあたってのコメント

平成23年2月25日

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

- 1 本日、NPO法人消費者支援ネット北海道（ホクネット）が、株式会社バイアップ（本社：札幌市東区）に対して行った、車輛買取契約書の解約料（キャンセル料）条項の使用差止請求訴訟の第一回口頭弁論期日を終えました。
本件は、車輛買取契約書の解約料（キャンセル料）条項が一律に「5万円」又は「車輛代金の5%」として支払うことは、消費者契約法第9条1号の当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効であるとする不当条項に該当するとして、その条項使用の差し止めを求めたものです。
- 2 これに対し、被告は2月10日付答弁書によって、原告の請求をすべて認めること、今後は消費者契約法等の法令を遵守し、消費者の利益を不当に害することない企業を目指すこと、ホクネットからの申し入れに対しては誠実に対応することを示しました。
- 3 原告の請求を全て認めた被告の請求の認諾によって、本日、本訴訟は終結をしました。
被告が、本訴訟を契機に問題の所在を認識し、これを改める姿勢を示したことは、差止請求訴訟が奏功し、消費者及び消費者被害防止に取り組む団体及にとって非常に意義のある結果となりました。
- 4 ホクネットが適格消費者団体の認定を受けてから、差止請求訴訟による解決の第1号となりましたが、今後、ホクネットでは被告が 車輛買取契約書の改訂を行い、従業員に周知しそれに従った適正な業務を行っているか、不当な勧誘を行っていないか、 契約に際して適正な説明を行っているか、消費者からの申出に対して真摯に対応をしているか等を、消費者及び関係機関と連携の上、引き続き注視し、本訴訟の実効性を確保していきます。
- 5 ホクネットが本件に取り組んだきっかけは情報提供からでした。ホクネットでは今後も消費者や関係機関からの情報提供を広く求め、消費者団体訴訟制度を活用しながら、消費者被害の未然・拡大防止や消費者の利益擁護に寄与する活動に取り組んでいきます。

問い合わせ先:特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887 URL <http://www.e-hocnet.info/>